

【令和6年度 秋田市危険ブロック塀等除却支援事業】

危険ブロック塀等の撤去費用を補助します！

申請の受付期間 受付予定件数 30件

令和6年4月1日（月）～
令和7年1月31日（金）まで

（土日祝日を除く。）

※ただし、予定件数に達した場合、受付を終了する場合があります。

補助金額

撤去費用の **2/3**
かつ**上限20万円**

（フェンスや門柱の撤去費用は除きます。）



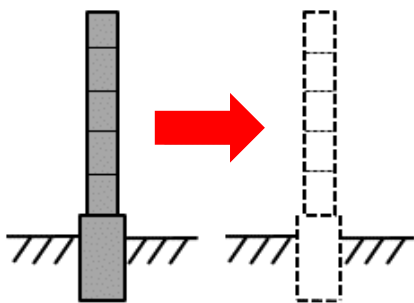
出典：一般財団法人日本建築防災協会
「あなたの周りは大丈夫？今すぐブロック塀等の点検を！」
パンフレット

補助対象の危険ブロック等

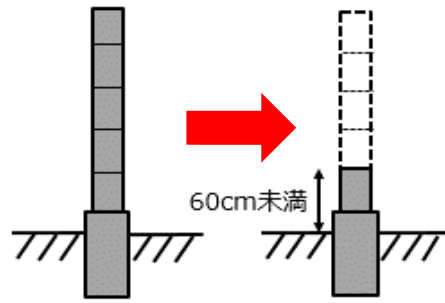
小学校の指定された通学路※¹に面する、道路からの高さが60cm以上で、点検等により倒壊の危険性等があると判断されたブロック塀等

※¹ 秋田市立小・中学校通学路設定に係る事務取扱要領により定められた小学校の通学路

補助対象工事

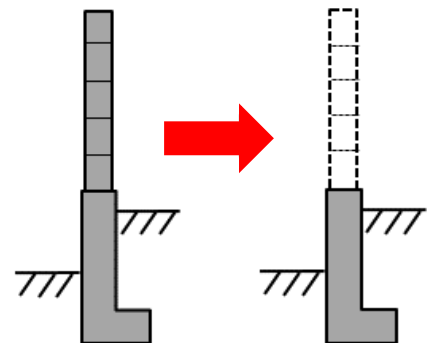


(1) 全てを除却する工事



(2) 道路からの高さを60cm未満にする工事

※L型側溝に接している場合の高さは、側溝の肩から計測する。



(3) 基礎が擁壁の場合、基礎以外をすべて除却する工事
※基礎が倒壊のおそれのない場合に限る。

補助対象者

危険ブロック塀等を所有し、市税の滞納がなく、建設業者等と危険ブロック塀等の除却工事等の契約を締結し着手する方 ※補助要件など、詳しくはお問合せください。

お問合せ・受付窓口

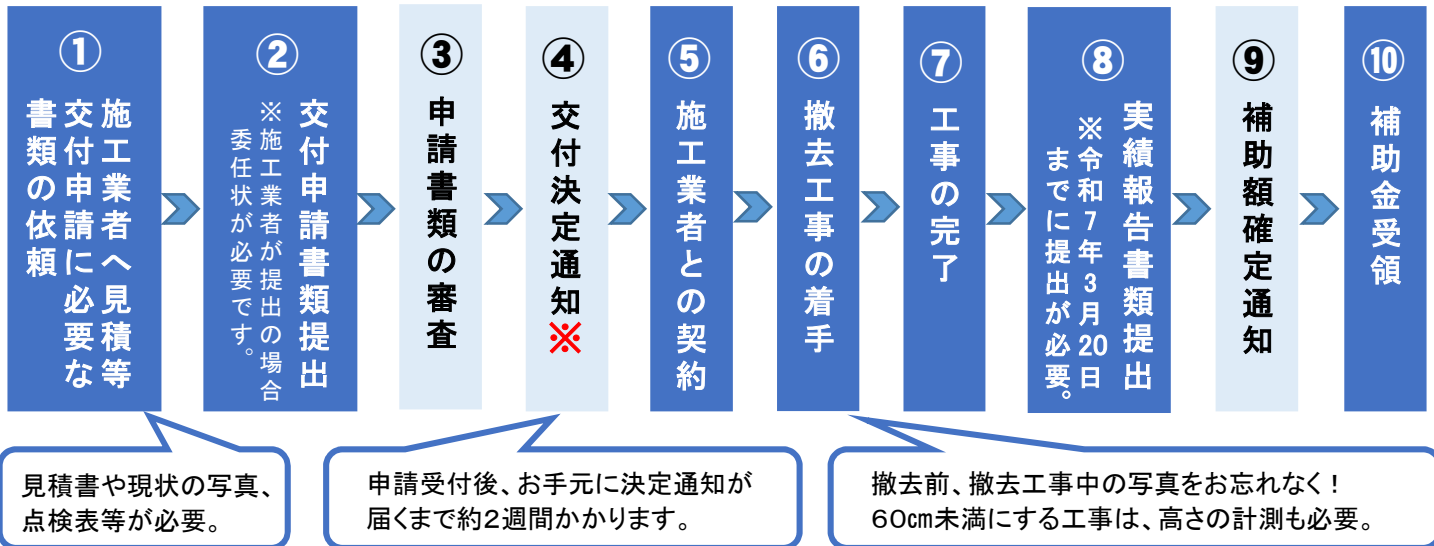
秋田市都市整備部 建築指導課 企画・指導担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所4階

電話 018-888-5769 FAX 018-888-5763

E-mail ro-urcs@city.akita.lg.jp ※郵送およびメールでの受付はしていません。

申請手続きの流れ



※交付決定前に、工事契約および工事着手してしまうと補助金を交付できませんのでご注意ください。

申請に必要な書類

交付申請(工事着工前)			
<input type="checkbox"/>	交付申請書【様式第1号】(<input type="checkbox"/> 申請者が事業者の場合、要綱第7条第2項に該当)		
<input type="checkbox"/>	付近見取図(地図)		
<input type="checkbox"/>	固定資産税課税台帳兼名寄帳の写し(最新年度のもの)もしくは納税通知書 →2階 資産税課	または <input type="checkbox"/>	市税納付に関する調査同意書【様式第2号】
<input type="checkbox"/>	点検表【参考様式】		
<input type="checkbox"/>	納税証明書(市税に未納がない証明書) →2階 市民税課		
<input type="checkbox"/>	着手前写真(全景、高さの計測状況、傾斜や亀裂等が確認できるもの)		
<input type="checkbox"/>	撤去費用の見積書の写し		
施工業者等が代理で申請手続きを行う場合			
<input type="checkbox"/>	委任状【参考様式】		

完了報告(工事完了時)			
<input type="checkbox"/>	完了実績報告書【様式第9号】		
<input type="checkbox"/>	撤去工事に関する契約書の写し		
<input type="checkbox"/>	撤去工事に要した費用の請求書の写し		
<input type="checkbox"/>	工事写真(工事中、完了後の状況が確認できるもの) ※高さを60cm未満に減ずる工事の場合は、完了後の高さが60cm未満であることが確認できるもの		
<input type="checkbox"/>	請求書【様式第12号】(日付は空欄)		

補助対象とはならない工事

- 過去に本補助金を受けた土地での撤去工事
- 公共事業の施行に伴う補償を受ける工事
- 販売を目的とした建築物の工事等を行う際の撤去工事

申請書等の様式は秋田市ホームページからダウンロードできます。